

ミクロネシア連邦からグアムへの移民増大が もたらしている社会問題の一考察

—— 米国のミクロネシア地域における政策とその責任 ——

Impact of Compact of Free Association of the FSM on Guam

井上郁子*

Ikuko INOUE

Abstract

For security and strategic purposes in the Pacific, the United States maintains a special bilateral agreement called the Compact of Free Association with each of the three states in Micronesia: the Federated States of Micronesia, the Republic of Marshall Islands and the Republic of Palau. The Compact grants citizens of these Freely Associated States (FAS), migration privilege to the United States without a visa. The agreement is cause of "brain drain", and decrease of labor force, in the FAS. As the closest United States soil, Guam is often the first destination for the financially challenged emigrants from populous FSM. Due to its colony-like political status under the United States, with restrictive autonomy and lack of federal voting rights, the Compact has been a source of great financial burden to Guam, a territory which lacks the political ability to impose a fundamental solution to regional immigration issues.

キーワード：グアム、コンパクト・インパクト、自由連合協定、人口移動、ミクロネシア、Compact Impact, Free Association, Guam, Micronesia, Migration

目次

1. はじめに
2. ミクロネシア地域の米国傘下の島々
 - 2.1 ミクロネシア島嶼地域の5つの政治体
 - 2.2 アメリカ統治から独立までの歩み
3. 自由連合協定とミクロネシア連邦
 - 3.1 アメリカとミクロネシア三国の自由連合協定
 - 3.2 ミクロネシア連邦の概況
 - 3.3 ミクロネシア連邦からの人口移動の実態
4. 米国領グアムのコンパクト・インパクト
 - 4.1 米国領グアムの概況
 - 4.2 グアムのFSM移民と社会問題
 - 4.3 グアムの財政負担とアメリカによる補填状況
5. アメリカのミクロネシア地域への政策と責任—むすびに代えて

* 日本福祉大学大学院国際社会開発研究科修士課程，2015年3月修了 md120012@n-fukushi.ac.jp

1 はじめに

「自由連合協定 Compact of Free Association」とは、第二次世界大戦後から太平洋信託統治領としてアメリカに統治されてきたミクロネシア地域の島々が自治国家（パラオ共和国、ミクロネシア連邦、マーシャル共和国）として独立する際に、アメリカとの間にそれぞれ締結した二国間協定であり、その三国が外交権の一部と防衛権をアメリカへ委ねる引き換えに、一定期間の財政援助を受け取るというものである。この協定には、アメリカとその領土へほぼ無条件に入国し、就労、就学、居住することができる「移住特権」が含まれており、三国の国民は「移住」を通してアメリカと恒久的で深い関係を継続している。

そして、これらの自由連合移民の集中受け入れ地となっているのは、近隣の米国領グアムである。ミクロネシア連邦の人口爆発地域の貧困層移民を受け入れ、グアム社会にとっては大きなインパクトをもたらすものとなっており、そのさまざまな問題に対処するために関係当局や支援団体が奔走し、莫大な財政負担を強いられている。アメリカが協定で約束している自由連合移民受け入れ地へのインパクト補償は、現在のところ、その財政負担額よりもはるかに少ない額しか補填されておらず、グアムは脆弱な経済と制限された権利しか付与されない政治的地位にありながら、アメリカとミクロネシア地域の他国の二国間関係の責任と実務を背負っている状況にある。

自由連合協定の財政援助は期限付きのものであるが、自由連合関係自体はどちらかが破棄しない限り恒久的に続くというものである。したがって、自由連合関係の継続にともない、人口移動は今後も続いていく可能性がある。そこで、本稿では、ミクロネシア連邦からのグアムへの人口移動問題に焦点をあて、①ミクロネシア連邦の人々が母国を離れ移動する背景、②グアムでの負のインパクトの実態、③アメリカのミクロネシア地域における政策とインパクト緩和の責任、について考察する。

2 ミクロネシア地域の米国傘下の島々

本章では、ミクロネシア島嶼地域¹の基礎情報と、アメリカとの関係について確認し、自由連合協定以前の歴史的背景を理解するための情報を整理する。

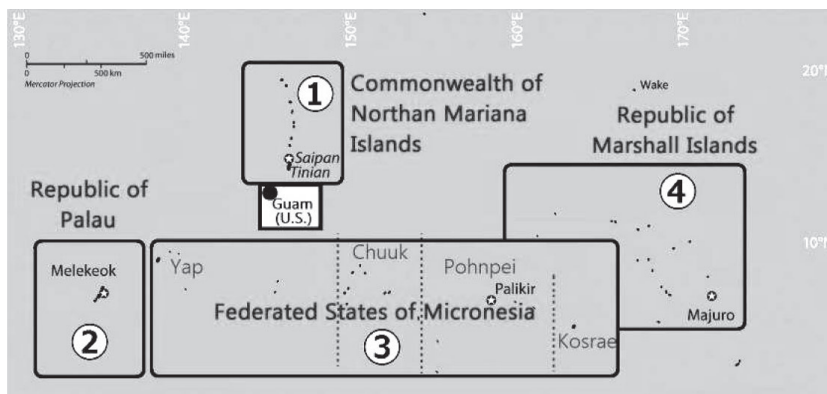
2.1 ミクロネシア島嶼地域の5つの政治体

ミクロネシア地域は、地図でみると針で刺した穴ほどの小さな島々から形成された太平洋の島嶼地域である。それぞれ独自の言語、風俗、土着の宗教をもつ多民族で構成され、群島や地域ご

1 ナウル島、キリバスのギルバート諸島を除く。

とに伝統的社会制度の面影を色濃く残しつつ、おのおのが小国家ともいえる集団を形成している。この地域で最大の島面積をもつのは米国領グアム、そしてその周辺には、それを取り囲むように国際社会に認められた4つの政治体（1つの米国自治領と3つの自治国家）が存在している（図表1①～④参照）。①米国自治領北マリアナ諸島、②パラオ共和国、③ミクロネシア連邦、④マーシャル共和国である。グアムを除くこれらの政治体は、スペイン、ドイツ、日本に統治された歴史時期をもち、第二次世界大戦の終結後からは、太平洋信託統治領としてアメリカの統治下に置かれ、その後、信託統治を卒業した。

図表1 グアムを囲むミクロネシア地域の政治体



(出所) Berglee, Royal 2012, Figure 13.6 をもとに執筆で作成。

他方、グアムは、およそ230年もの間スペインの植民地政庁が置かれた島であり、米西戦争で1898年より米海軍に占領されてからは、1世紀以上一貫してアメリカの統治下（太平洋戦争中の日本による占領時代を除く）に置かれ、周辺の島々とは全く違った歴史の変遷をたどっている。そのため、グアムは独自の伝統的社会制度を失い、ミクロネシア地域の他の島々と一線を画すほどの西洋化・混血化が進み、貨幣経済に取り込まれ、アメリカの思想と文化を吸収し米国市民としての道を歩んできた。グアムは、アメリカにとって米軍基地としてだけでなく、ミクロネシア地域の他の島々の島民への経済的支援、教育、雇用、近代化にとって特別な存在となっている。

2.2 アメリカ統治から独立までの歩み

(1) 国際信託統治制度と信託統治領

1945年、第二次世界大戦終結後、アメリカ海軍は占領したミクロネシア地域の統治を開始し、その後、1947年、国連の国際信託統治制度（国連憲章第12章）によって、この地域の島々は太平洋諸島信託統治領 Trust Territory of the Pacific Islands（略称 TTPI）としてアメリカへ正式に委ねられた。1951年からは米国内務省がこの信託統治領の管轄となり、他方、戦前からアメリカ海軍統治下にあったグアムだけは信託統治領には含まれず、1948年までは引き続き元の

海軍省の管轄下に置かれた。

(2) 太平洋信託統治領の軍事利用

戦後、世界では 11 地域の信託統治領が成立し、そのうち、アメリカが統治することとなった太平洋信託統治領だけに、「軍事利用」が可能となる「戦略地区指定」という肩書きが付記された。国際信託統治制度とは、占領地域を援助し将来的に自治・独立へと導くためのものであったが、アメリカはミクロネシア地域の戦略的重要さから「国際社会の平和と安全の維持」のためとして、特別地域の設置を主張し、信託統治領の合法的な軍事利用を実現させた。実際のところ、アメリカはミクロネシア地域が太平洋信託統治領となる前年の 1946 年から、すでにマーシャル諸島での核実験を行っており、結果的には、軍事利用の既成事実を、1947 年に国連で信託統治領戦略地区と定めることにより、後付けで合法化させたという構図になる（小林 1994, pp. 9-15）。その後も、マーシャルでの核実験は 1958 年まで 67 回にわたって継続され、多くの島民が退去・被爆する悲劇を生んだ。

(3) アメリカの信託統治（1947 年～ 1962 年）

アメリカは、信託統治の前半 15 年ほどは、軍事的事情からミクロネシア地域への一般外国人（アメリカ人も含む）の入域を禁止し、また、この地域の島人の海外渡航も制限していた。そのため、ミクロネシア地域は近隣諸国との貿易の振興や地域経済関係構築の機会を失い、その発展の可能性を長期にわたって犠牲にした。また、統治下における開発援助についても、一定の行政費、食糧、学校教育などの援助はなされていたものの、将来の独立へ向けた産業基盤構築のための支援策については別段実施されなかった。過去の社会資本や生産活動は消滅し、太平洋信託統治領は必然的に自給自足的非貨幣経済へと戻っていった（小林 1994, pp.15-16）。

(4) アメリカの信託統治（1963 年以降）と米領化政策

やがて、世界の他の信託統治領が 1950 年代後半から 60 年代初めにかけて次々に独立を果たしていく中、1962 年、アメリカは「太平洋信託統治領のアメリカ合衆国との恒久的関係を確立する」国家安全行動覚書 145 号への署名（小林 1994, pp.16-17）を決断する。「恒久的関係」とは、無論、戦略地区を恒久的に使用し続けるために「米領化」ということである。その決断にともない、国際社会やアメリカ国内からの承認を得るため、国連から指摘された信託統治領に関する勧告（UN 1962）に対応し、政治・経済・社会的水準の向上が急務となり、大統領による署名の翌年から信託統治領への援助金も実際に急増していた（Levy・Hezel 2008, p.213）。

1963 年に大統領 John. F. Kennedy へ提出された、ミクロネシア地域を米国領にするための事前調査報告と政策提言が記載された極秘報告書『太平洋諸島信託統治領への合衆国政府調査団報告書』（通称「ソロモン・レポート」、小林 1994, pp.17-123 に報告書邦訳所収）では、島々の伝統的階級や土地に関する権力利害面でのエリート層の心理、開発による経済発展への期待と排

他の社会を望むジレンマ、対米感情操作、餌として事前投入すべき社会資本、島民が政治的に目覚め建国独立を意識する前の国民投票実施タイミングの重要性や、その投票時の設問のテクニックに至るまで、当時アメリカが「併合達成」のために成すべき画策が、あらゆる分野・視点から研究しつくされ、赤裸々、かつ的確に報告・提言されていた。

(5) 信託統治の終了と自由連合国の誕生

そして1969年、世界の最後の信託統治領として、アメリカ・ミクロネシア政体交渉が開始された。当初から、アメリカの期待どおりに交渉は運ばず、太平洋信託統治領は米領となることを拒み、期限付きの自由連合関係を望んだ。その後も長期にわたり交渉決裂を繰り返し、最終的に信託統治領は4つの政治体へと分裂、米自治領「北マリアナ諸島」、アメリカとの自由連合関係をもつ「パラオ共和国」「ミクロネシア連邦」「マーシャル共和国」が形成された（小林1994, pp.132-148, pp.174-197）。(自由連合については次章で詳述)

(6) グアム自治基本法の誕生

他方、戦前から通算50年以上にわたって米国海軍省の管轄下に置かれたグアムは、1949年に内務省島嶼局へ移管された。さらに、翌1950年には「グアム基本法 Guam Organic Act」が米国連邦議会で成立し、内政自治権と島民への米国籍がようやく付与され、1968年には初めての民選知事も誕生した（松島2001, p.88）。グアム基本法の成立後は、現在のグアムのように、基地に関する軍事事項は国防総省の管轄となり、基地の外に関しては内務省の監督の下にグアム政府が行政を行うという図式となった。

3 自由連合協定とミクロネシア連邦

本章では、アメリカとミクロネシア三国が結んだ自由連合協定の骨子と、その一国であるミクロネシア連邦が自由連合移民を送りだしている背景について述べる。

3.1 アメリカとミクロネシア三国の自由連合協定

「自由連合」とは国家関係、あるいは、途上国の旧統治国との関係における政治的地位をあらわす概念の1つである。国連は「自由連合」という国家関係の有り方の基準について、責任国（旧統治国）へガイドラインを示しており、「自由連合国の人々のために、民主的手段と憲法制定プロセスによる意思表示を通して政治的地位を変更する自由を保持し、国の個性・地域固有の文化・民族を尊重するべきものである」（UN 1960, 執筆者訳）としている。この「いつでも政治的地位を変更できる自由」こそがこの政治的地位の特徴であり、その名称にも表れている。現在、世界では、責任国として途上国と自由連合関係を結んでいる国はニュージーランドとアメリカがあるが、本節ではアメリカとミクロネシア三国の自由連合について整理する。

(1) 自由連合協定の骨子

アメリカとミクロネシア三国の自由連合協定（自由連合盟約とも訳される）Compact of Free Association（略称 COFA，通称 Compact）は、自由連合 Free Associated States（略称 FAS）を自治国家としつつ、アメリカが戦略的意図でのミクロネシア地域の利用を継続するため、自由連合国の防衛に関する全権限と責任をもち、また一部の外交権を管理するものである。自由連合国はアメリカの戦略に抵触しない範囲での外交権と、領海に関する主権、内政自治権を獲得し、財政援助（以下 コンパクトマネー）、軍事関連費、核実験の被爆補償費（該当国のみ）を受け取る。これが自由連合協定の大きな骨子である。

そのほか、それまでの信託統治下でアメリカにより提供されてきたプログラムやサービス（米ドル通貨、米海軍による気象観測、災害救済、郵便、通信、航空安全基準、など）についても、継続、または、それらを自由連合国の機関が継承して使用することができる。また、新たな「特権」として、各種税金に関する特別優遇措置の他、自由連合国民は事前のビザによる審査なくアメリカとその領土へ自由に渡航でき、無制限の居住・就学・就労が可能となる（中島 1985, pp.80-81）。現在、自由連合国民には、米国連邦政府が定めたアメリカとその領土での特別な入国・滞在ステータスが与えられており、選挙権・被選挙権が無いことと、いくつかの公的扶助に制限があることを除けば、不自由なく外国人として一生アメリカで居住することが可能である。

図表 2 アメリカとミクロネシア三国の自由連合協定と財政援助期間

太平洋 信託統治領下	新しい政体名	政体交渉 開始	信託統治 終了	形態	自由連合 財政援助Ⅰ期	自由連合 財政援助Ⅱ期
マリアナ諸島 地区	北マリアナ諸島	1969年	1978年	米国 自治領	-	-
マーシャル諸島 地区	マーシャル共和国		1986年	自由連合	～2001年 (15年) 交渉 猶予 2年	2004～2023年 (20年)
ポナペ地区 トラック地区 ヤップ地区	ミクロネシア連邦		1986年	自由連合	～2001年 (15年) 交渉 猶予 2年	2004～2023年 (20年)
パラオ地区	パラオ共和国		1994年	自由連合	～2009年 (15年)	2010～2024年 (15年)

(出所) 上原 2011, 小林 2007 により執筆者作成。

(2) 協定の改定と財政援助の延長

自由連合という関係自体はどちらかの国が破棄しない限り恒久的に続くものであるが、コンパクトマネーの期限と延長については交渉時期が設けられている。現在、三国へのコンパクトマネーはⅡ期目に突入しており、最初の自由連合協定締結から通算 37 年（パラオについては 30 年）の財政援助計画となっている（図表 2 参照）。

協定締結当時は、三国の経済開発の遅れや、コンパクトマネーが永続的となる可能性については現在ほど懸念視されておらず、できるだけ内政干渉を行わず、財政援助の使用については自治政府に任せる、というのがアメリカ側の姿勢であった。しかし、結果的には、ミクロネシア連邦

では最初の 15 年の援助期間に、財政的自立を可能にする国内産業が生まれることはなく、さらなる援助についての検討がなされることとなった。

協定改定にあたって、アメリカは、その 15 年間の財政援助は結果的に無駄な公共事業や公務員の人権費となって消えたと自ら結論付け、それまでの無関与を反省し、国家の運営方法やコンパクトマネーの用途について関与する姿勢を示した。具体的には、協定国双方からなる合同経済管理委員会を設置し、全ての歳出・歳入を監視し、各事業に毎年外部監査、各使途に対して報告書を義務付け、また、財政拠出には使用対象分野が特定されることとなった。コンパクトマネーは 1 ヶ月毎に支払われ、用途についての不正が見つかった場合には、援助の一部は削除されるという条件も付加された。

改定後の協定のもう 1 つの大きな特徴は、コンパクト信託基金 Compact Trust Fund の創設である²。毎年、コンパクトマネーから積み立てて、20 年後には政府を維持するだけの基金とすることを目標とするもので、自由連合国側の義務付けられた拠出額、運用利息、他国からの寄付金・援助金をあわせれば理想的な元金となり、Ⅲ期目のコンパクトマネーに代わる政府の取入源となる計画である（小林 2007, pp.111-118）。

ただし、仮に 2024 年以降、この基金の元金が十分な規模となり、ミクロネシア三国が自由連合関係からの卒業を望んだとしても、この基金の運用益を自国のものとして永遠に受け取り続けることができるとは限らない。コンパクト信託基金の所有権は拠出金の出資国（現状ではほとんどがアメリカからの資金）に帰属する（小林 2007, pp.117-118）ため、協定を終了すればアメリカは解体・返金を要求しないと限らず、したがって基金はコンパクトマネーと同様、三国に協定を継続させる影響力を有しているということになる。

3.2 ミクロネシア連邦の概況

(1) 国家および社会の特徴

ミクロネシア連邦 Federated States of Micronesia（略称 FSM）は、アメリカと自由連合協定を結んだミクロネシア三国の 1 つであり、1986 年に太平洋信託統治領から独立し自治国家となった。カロリン諸島のなかに位置する東西約 3000 キロメートルに広がる 607 の小さな島々を国土とする 4 州（ヤップ Yap, チューク Chuuk, ポーンペイ Pohnpei, コスラエ Kosrae）から構成される連邦国家であり、首都はポーンペイ州のパリキル Palikir に置かれている。総人口は 10 万 2843 人（2010 年国勢調査）で、実際に島民が暮らす有人島は 65 島、陸地面積の合計は 701 平方キロメートル（奄美大島とほぼ同じ）である。陸続きでないためにインフラ整備が行き届きにくく、各州の主要島（ヤップ島、ウェノ島、ポーンペイ島、コスラエ島）とその他の離島の生活環境には大きな格差がある。

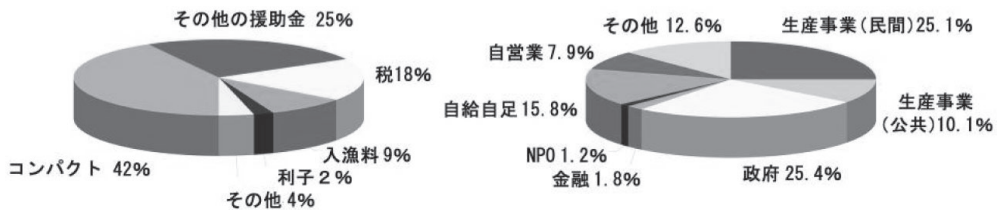
2 パラオ共和国については、自由連合協定の締結時期や財政援助受け取りに違いがある事情から、信託基金は協定の改定以前から存在している。

ミクロネシア連邦は、もともと異なる民族をもつ群島が主権回復のために連邦に参加して独立した多民族国家であり、州の独立性が高く、4州にはそれぞれ憲法が存在する。民衆レベルではミクロネシア連邦という1国の国民という意識は薄く、自民族への帰属意識に比べると、国家としての横の団結意識に乏しい（在ミ日本国大使館 2013, pp.3-7）。

(2) 財政・経済

自由連合協定によるコンパクトマネーはⅡ期目に突入し、通算29年目となっている。1987年から2003年（Ⅱ期への交渉猶予期間の2年を含めた17年）の協定では15億ドル以上（U.S. GAO 2008, p.1）が供与され、また、Ⅱ期目では毎年9200万ドルを20年間、合計18億4000万ドルのコンパクトマネーが供与される取極めとなっている（インフレ上昇分の調整加算有り）。2011会計年度では、政府歳入の42%が自由連合協定によるコンパクトマネーであり、合計67%を外国からの援助金に頼っている（図表3参照）。主要な援助ドナー国は、アメリカの他、日本、中国、オーストラリアなどである（在ミ日本国大使館 2013, pp.14-15）。

図表3 ミクロネシア連邦の歳入内訳と生産構造（2011会計年度）



（出所）在ミクロネシア日本国大使館 2013, p.13, p.18 より執筆者作成。

2013年度の実質GDPは2億3780万ドル、一人あたり実質GDPはヤップ州3418ドル、チューク州1441ドル、ポンペイ州3036ドル、コスラエ州2372ドルとなっている（FSM Office of SBOC ②）。ミクロネシア連邦の経済の規模は、2004年の協定改定後から2013年までの10年間をまとめて改定前と比較すると、-3.7%の縮小傾向を見せており、比較的優位な分野である市場向けの農業・漁業の成長も微かなもので、観光は減少している。公共部門の人員削減を反映して、1995年から現在までの雇用に関する見通しは弱まる一方である（PITI-VITI 2014, pp.2-5）。労働力人口は流出し、専門知識をもつ技術者は育たず、代わりに、米ドル獲得を求めるフィリピンなどからの出稼ぎ就労者が当国の公的機関の専門職に就きインフラ構築を支えている。

太平洋の島嶼諸国経済は「MIRAB経済」と称されることがある。MIRAB経済とは、移民社会（MI）、送金収入（R）、経済援助（A）、官僚組織の肥大化と民間セクターの欠如（B）を表しており、ミクロネシア連邦もまたこれにあてはまる経済構造をもっている。その要素の1つである母国送金の状況をみてみると、2010年の国勢調査では、外国からのミクロネシア連邦への送金額は773万4000ドルと公表されており（FSM Office of SBOC 2010, pp.10）、この額は同

年の名目 GDP2 億 9410 万ドルの約 2.6%にあたる。2012 年の調査によれば、そのうち、自由連合移民と関連性があると思われるアメリカとその領土からの送金総額は 301 万 5000 ドルで、同年の名目 GDP3 億 2620 万ドルの約 0.9%にあたる (Hezel・Levin 2012, pp.47-48) (FSM Office of SBOC ③)。

生産構造では、公的支出、つまりアメリカのコンパクトマネーが、政府管理費、公務員給与、公共事業となり、そこから生まれた消費が国内の民間部門を支えており、一方で現金収入に頼らない自給自足経済をもつという二重構造が太平洋信託統治領時代から続いている。輸入は輸出の 2 倍を超える慢性的な貿易赤字を示し、拡大傾向にある (在ミ日本国大使館 2013, pp.12-13)。国の民間産業は育っていない状況にあり、海外からの大型の民間投資を得られない状況も続いている。要因としては、投資者を惹きつける資源が不足していることだけでなく、法律では外国人には土地の所有権が認められず、伝統的に地権と継承構造が複雑なため、土地の利用にかかわる不安定さなども挙げられる。

(3) 信託基金の状況

コンパクト信託基金 (3.1 (2) 参照) については、コンパクトマネーからの積み立て援助額は 20 年間で 4 億 4240 万ドルとなっており、そのほか、自助努力分と他国からの基金への援助、運用利息をあわせて 2023 年の時点で 17 億ドルが元金の目標値として設定されている。

米国内務省島嶼局委嘱の研究機関によれば、2013 年現在、試算されている将来の元金の値は 12 億 3000 万ドルで、このままのペースで行くと目標値の 72%の基金規模となる予測である (PITI-VITI 2014, pp.29-34)。基金の元金が十分にならないとすれば、2024 年以降の政府の運営が非常に厳しいものとなる。近年、アメリカでは財政の健全化を目指し国防関係費も含めた歳出抑制が行われており、さらなるアメリカからのコンパクトマネーを期待することは難しく、米軍基地とそれにかかわる産業をもつマーシャル共和国や、観光産業が大きく成長したパラオ共和国と比べると、ミクロネシア連邦は不利な状況にある。

3.3 ミクロネシア連邦からの人口移動の実態

(1) 「移住特権」による人口の流出

ミクロネシア地域は、海外へと移住していく国民 1 人あたり純移動率 (per capita net emigrations rate) が世界で最も高い地域、つまり、人口流出が非常に多い地域とされている (Pacific Institute of Public Policy 2010, p.2)。

自由連合協定では自由連合国民がアメリカやその領土で自由に居住・就学・就労する特権を認めている。ビザを要さないため、学力、経済能力、雇用先についても事前審査はなく、国内移動と同じ感覚で気軽に移り住むことができる。2012 年、ミクロネシア連邦は政府としてはじめて、アメリカとその領土で暮らす自国民 (以下 FSM 移民) の人口調査を行っており、それらの FSM 移民総人口は 4 万 9840 人、本国の約半数に匹敵する人口であった (Hezel・Levin 2012,

p. ii). なお、この数値には、移住先で生まれた子孫約1万6790人が含まれているため、差し引くと、ミクロネシア連邦生まれのアメリカとその領土在住FSM移民1世の総人口は、3万3050人ということである。

この人口移動はいつから始まったのであろうか。島民は、信託統治領時代の後半から比較的潤沢な奨学金の抛出の下にアメリカやその領土への留学が可能であった。ただし、学生ビザの取得と、渡航先のアメリカやその領土で生活のサポートを約束する個人や組織とのスポンサーシップが必要であり、また、在学中のパートタイム就労のみが許され、在学期間が終われば就労は許されず帰国しなければならなかった。1997年時点（自由連合協定10年目）で、グアムで暮らすFSM移民の例をみても、270人（5%）が信託統治領時代から居住していた人々で、5254人（95%）が協定締結後に自由連合協定の特権により移住した人々であった（U.S. DOI 2003, p.8）この状況からも、ミクロネシア連邦からの人口移動は自由連合によって誘発・加速されたことが明らかである。

人口構成の変化をみても、2000年と比較して2010年では10歳から19歳までの人口が大きく減少しており、ミクロネシア連邦政府統計機関では、その原因として、高い割合の家族型海外移住、さらに（または）教育や雇用機会を求めて国民が海外へ移住していることを指摘している。また、2000年で示した人口よりも10年後増加している年齢層（55～64歳）があり、移住先からのUターン現象による人口増加であると説明している（FSM Office of SBOC 2010, pp.2-3）。つまり、最も生産性が高く母国に貢献できるはずの青年期から中期期までの人生をアメリカやその領土で過ごし、定年退職など就労が難しい年齢を迎えて帰国し、支払い受給資格を得たアメリカの社会保障費を、母国で受けとって老後を過ごすという一生を想定することができる。

(2) ブレインドレイン（頭脳・人材流出）

世界銀行によれば、高等教育を受けた人がミクロネシア連邦国外へ移住していく移動率は37.8%（Pacific Institute of Public Policy 2010, p.2, 2000年の統計）、HezelとLevin（2012）の調査結果では、ミクロネシア連邦本国で大学卒業資格をもつ25歳以上の人は人口の4.3%であるのに比較して、アメリカ本土とハワイ州に暮らすFSM移民はそれぞれ6%、5%と、母国より高くなっており（Hezel・Levin 2012, p.41）、これらの国民が帰国すれば、頭脳還流により社会の向上に寄与する人材となることが期待できる。ただし、FSM国籍の移民1世が、就労可能な年齢をアメリカやその領土で過ごす傾向が見られているということは、少なくとも現状ではその頭脳・人材は母国の政府機能の向上や民間産業の育成には寄与できていないということになる。

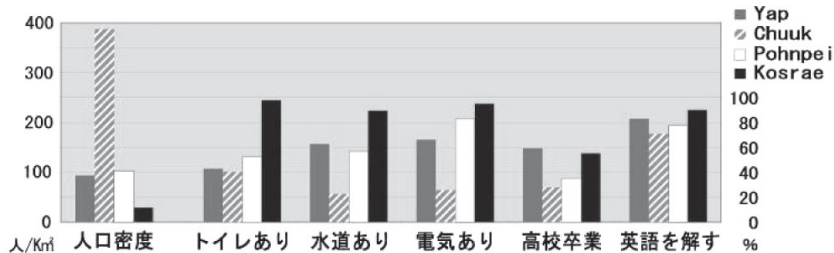
しかし、それらの貴重な人材が帰って来ても、母国にはその折角の能力を使って賃金を得、生活を向上させる雇用機会がない。ミクロネシア連邦では、アメリカ統治時代より独立後に引き継いだ政府の規模を維持し続けることができず、コンパクト改定前の1990年代末にそれを縮小し

たため、それに連動して雇用機会は飽和状態にあり、公的部門と民間部門ともに賃金も低下している（在ミ日本国大使館 2013, p.17）。

(3) 人口移動の背景

2012年の調査では、アメリカとその領土で暮らす FSM 移民全体の 58%以上がチューク州からの移住者であった（Hezel・Levin 2012, Table C01, G01, H01, M01 より算出）。チューク州では 40 の小さな島々に国の総人口の 47%（2010 年国勢調査）もの人々が暮らしている。人口が流出しているため、2010 年からは減少している傾向にあるものの、依然として他州との人口密度の差は歴然としている（図表 4 参照）。

図表 4 ミクロネシア連邦州別人口密度と生活環境・教育レベル（2010 年）



（注 1）英語については 5 歳以上、学歴については 25 歳以上の人口での割合。

（出所）FSM Office of SBOC ①, ----2010, p.9, FSM DEA 2008, p.6 Table 2.3 より執筆者作成。

小さな島々が点在することから行政サービスを行きわたらせることが難しいチューク州では、生活インフラや教育についても他州と大きく格差が生じている（図表 4 参照）。また、チューク州は環礁島から成っており、他州と違って大きな火山島がなく、住民の多くは海拔数メートル程度の島で暮らしている。そのため、地球温暖化による海面上昇や高潮の頻発による作物塩害などの生活不安もまた、島民の移動を促している。

4 米国領グアムのコンパクト・インパクト

自由連合協定に起因する人口移動の移民受け入れ地は、自由連合国近隣の島嶼地域に集中している。グアムはミクロネシア連邦の人口爆発地域から最も近く、それらの移民を受け入れ、自らの狭い土地面積と脆弱な経済、インフラ、社会制度によって支えている。本章ではグアムの概況に加え、移民受け入れで発生する負のインパクトの実態と、その膨大な財政負担とアメリカの補填状況について明らかにする。

4.1 米国領グアムの概況

(1) 特徴

グアム Guam はミクロネシア地域マリアナ諸島の最南端に位置し、面積 549 平方キロメートル（淡路島とほぼ同じ）、人口 15 万 9358 人（2010 年国勢調査）の米国領である。周知のようにアメリカの重要な戦略的拠点として米軍基地が置かれ、また、経済や航空路においてミクロネシア地域の中心地的役割を果たしている。一方で、国連からは植民地（非自治地域）とみなされ（後述）、米軍基地と観光に頼る脆弱な経済をもちながら、さらに、自由連合協定による FSM 移民の集中受け入れ地域としての試練を背負っている。国家元首は米国大統領、首都はハガニャ Hagåtña（旧名 アガニア Agaña）、グアム知事と一院制からなる議会をもつ自治政府が置かれている。

(2) 財政・経済

グアム政府の収入源は税金が主なもので、2013 年度では収入の約 80% を占めている。また、連邦所得税が交付金として移転されており、それが約 16% を占めている。財政収支は、2009 年から継続して支出が収入を上回っている（Guam BSP 2014, p.144）。

2013 年度のグアムの実質 GDP は 41 億 4400 万ドル（2005 年基準価額）、10 年前との比較で約 12.4% の成長、5 年前との比較では約 3.6% 上昇している。1 人あたり実質 GDP は 2 万 5852 ドル、人口の増加により成長は緩やかになっているものの、近年のグアム経済は安定していると思われることができる（Guam BSP 2014, p.191）。

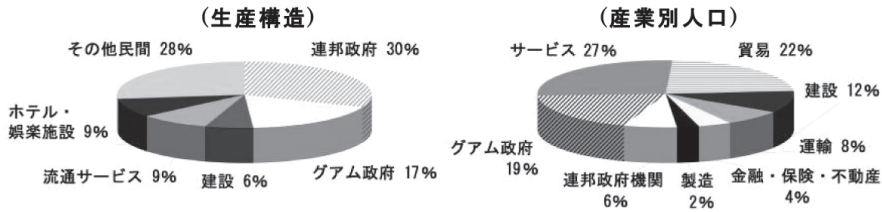
グアムの生産構造は公的部門の割合が高く、2012 年度では名目 GDP 47 億 5600 万ドルのうち、公的部門は 22 億 4600 万ドル、約 47% を占めており、約 30% を米国連邦政府事業が占めている（図表 5 参照）。グアムでの米国連邦政府の事業とは、すなわち米軍基地関連事業である。アメリカ側の公表では、2011 年度、12 年度に米国連邦政府と米軍基地がグアムへ落とした金額は、それぞれ約 16 億ドルを超えている（FHB 2013, p.5）。

民間部門では、観光関連以外の部門が米軍基地の存在に直接依存しているか、あるいは基地関連事業から給与を得た島民が消費することで間接的に支えられている。基地経済に依存しない唯一の産業である観光業は、2010 年度では、観光ビジネス直接の生産高が約 5 億 5000 万ドル、さらに間接的なものを含めると 9 億 1500 万ドルで、GDP の約 20% を占めている（Tourism Economics 2012, p.6）。なお、観光客の 6 割以上を日本人が占めているため、日本国内の景気や円為替動向に大きく影響を受けやすい。

(3) 雇用機会

グアムにおける 2013 年 12 月の産業別就業人口は公共部門が 1 万 5590 人（25%）、民間部門が 4 万 6320 人（75%）となっている（図表 5 参照）。一般的な様相として、観光などのサービス業にはアジア移民や他のミクロネシア地域からの移民が従事している。

図表5 グアムの生産構造と産業別就業人口の割合



(注1) 生産構造は2012年名目GDP内訳、産業別人口は2013年12月のデータ。
 (出所) Guam BSP 2014, Table 13-9, 13-10, Table 16-06 より筆者作成。

グアムの被雇用者数は、近年は横這い状態が続く一方で、労働力人口は増加傾向にある。失業率は2014年3月までの過去10年平均で約9.5%前後を推移しており（Guam Bureau of Labor Statistics 2014, p.1より算出）、生活保護に依存する住民が増加している。2012年度の米国連邦政府による現物支給型の食糧援助プログラム（SNAP、通称フードスタンプ）に依存するグアムの住民は、総人口の約27%、つまり、住民の4人に1人以上はこの生活保護を受給している計算になる。同年度の支給総額は1億1815万ドルに達しており、10年前と比較して2倍以上の額となっている（Guam BSP 2014, p.267）。

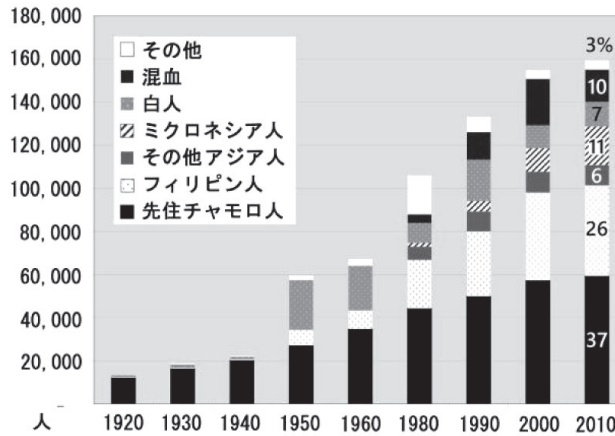
(4) グアムの多人種化の実態

2010年の国勢調査では、グアムの先住民族チャモロ人の人口比は全体の37%、そのほか、米国籍の非チャモロ人は約44%であり、フィリピンをはじめとするアジアやマイクロネシア地域からの多くの移民を抱え、現在グアムは多人種が暮らす島となっている（Guam State Data Center 2012, GU8, GU32）。

グアムの多人種化は、今から約半世紀前の1960年代後半から始まった。1962年にグアムへの渡航が自由化されてから、観光業の発展とともに、雇用機会を求めて大量の外国人がグアムへ移住を開始したことが図表6でみて取れる。さらにその後、周辺のマイクロネシア三国が太平洋信託統治領から卒業し、自由連合協定によってアメリカとその領土への移住の自由を獲得した1990年以降では、マイクロネシア人（パラオ人、ヤップ人、チューク人、ポンペイ人、コスラエ人、マーシャル人、その他のマイクロネシア地域の少数民族）の移民がアジア移民のそれを遥かに上回る速度で年々倍増していることがわかる。

通常、外国人がグアムで居住・就労するためには、正規の米国ビザを取得しなければならず、十分な経済的蓄え、雇用主や就学先の有無、学歴、スキル、健康状態などによってフィルターがかけられる。また、滞在期限が来ればビザの更新をしなければならず、その発給数にも限度があり、その人口増加にはある程度抑制がかけられている。それに対し、自由連合移民はアメリカと三国との協定により、グアムへの出入りは自由であり、グアム政府側には自らマイクロネシア人の流入をコントロールするすべがない。

図表6 グアムの人種内訳の推移



(出所) U.S. Department of Commerce 1961, p.54-8, --- 1973, p.54-21, --- 1986, p.54-3, Guam Department of Commerce 2002, p.6, Guam BSP 2014, p.344 より執筆者作成.

また、一方で、グアムからは先住チャモロ人がアメリカ本土へと流出している。2010年の国勢調査では、グアムのチャモロ人人口8万3942人とほぼ同規模の、8万8310人のチャモロ人³がアメリカ本土で暮らしている(Guam BSP 2014, p.40)。流出の要因としては、雇用の他に、島の医療サービスが限られていることも挙げられる。特に高齢者が島を離れており、先住の伝統文化・言語を引き継ぐことができる人口が減少しており、公用語の1つである先住チャモロ語は消滅の危機に瀕している。

(5) グアムの政治的地位

アメリカはグアムの政治的地位を自国の「自治的未編入領土 organized unincorporated territory」と定義しているが、その自治権とは、アメリカの戦略的事情が許容する範囲内に留まっている。グアムは、国連の脱植民地化特別委員会が毎年更新する「非自治地域リスト」の中の1つであり、国際社会の認識では、今も属領・植民地として位置づけられている。

1950年に連邦議会でグアム基本法 Guam Organic Act (U.S. Public Law 108-378) が制定されて以来、グアム島民には米国籍(米国市民権)が付与されているが、米国大統領選挙での投票権はない。また1972年より、米国連邦議会下院へ代表を選出しているが、米国連邦議会議員選挙の投票権はなく、本会議での議決権もない。そのため、米国連邦議会がグアムに影響を与える法律を制定する際、アメリカにとってはグアムとの相互同意の必要はなく、グアムは立法化を阻止することができない立場にある(松島2001, p.15)。島の経済は米軍基地の存在に大きく依存しており、沖縄からの海兵隊移転についても経済効果に期待する声もある。グアム政府は、米軍が島で行う計画やその決定に対してはコントロール権をもつべきであると認識しており、自治権

3 北マリアナ諸島からのチャモロ人も含む。

の拡大を求め、新しい政治的地位獲得のための脱植民地化住民投票の準備が進められているものの、有権者⁴の多くがすでにアメリカ本土へ流出しており、住民投票必要登録数（有権者の70%）は満たされていない。

4.2 グアムのFSM移民と社会問題

2010年国勢調査では、グアムの総人口15万9358人のうち1万5166人（約11%）が自由連合移民とその子孫であり、そのうち特に、ミクロネシア連邦がグアムと地理的に近いことから、FSM移民の人口が9.5%を占めている（Guam BSP 2014, p.344）。自由連合協定に因る人口移動が加速してから、グアムではさまざまな社会問題に直面することになった。①移民のホームレス化、②生活保護受給者の増加と公立病院の経営悪化、③学校での移民児童受け入れと移民青少年の問題行動、④社会常識や法律の違いに根ざした軽犯罪や交通違反の増加、刑務所の飽和状態、などが起こり、グアム政府は対策に追われている。本節では、それらの問題を具体的に明らかにする⁵。

(1) グアムのホームレス人口におけるFSM移民の割合

2014年1月のグアムのホームレス訪問調査結果によれば、島内のホームレスの総人口1356人のうち、約56%の764人が自由連合移民とその子孫である。また、なかでも特にFSM移民の割合が高く、グアムのホームレス人口の約52%、700人を占めており、2人に1人以上がミクロネシア連邦から移住してきた人々ということになる。

自由連合協定の特権による移住は、入国目的、滞在期限、経済的能力、雇用先の有無、学歴などを一切問わない。このことが、グアムのホームレス増加の原因となっていることは、米国ビザを介したフィリピンを含むアジア移民（総人口の約3分の1）がホームレスに占める比率（約2%）との大差からも明らかである（Guam Homeless Coalition 2014, pp.16-17）。特にグアムは、ミクロネシア連邦の島民にとって最も安い航空運賃で移住できるアメリカ領であるため、経済的に貧しい人々の移住先として選択される傾向があり、グアムで暮らすFSM移民の80%以上が近隣のチューク州から移住してきた人々とその子孫である（Hezel・Levin 2012, Table G01より算出）。

2010年のグアムで暮らすFSM移民の失業率は17.9%であり、グアムへ雇用機会を求めて移住してきたはずのFSM移民が高い失業率の現実には遭遇している（Levin 2014, Slide 22）。これは、グアムに公共の交通機関がなく通勤手段がないこと、また、計算能力や英語力の不足なども

4 グアムの法律では、政治的地位決定のための住民投票有権者の定義を「1950年制定のグアム基本法施行により米国籍を付与された者とその子孫」（Guam Public Law 25-106）と限定している。

5 4章2節の主要内容は、2014年1月7日～2月7日に執筆者がグアムにおいて行った特定地域開発研究調査・研究「グアムにおける米国自由連合協定に起因する人口移動の影響」に基づく。

仕事の獲得を困難にしていると考えられる。2012年の調査では、グアムで暮らす25歳以上の大人のFSM移民のうち、半数以上が高校卒業資格がなく、5人に1人は中学卒業以下の最終学歴という統計結果となっている（Hezel・Levin 2012, Table G07）。ミクロネシア連邦の公用語は英語であるが、日常的には各民族の母語が話されており、インフラが脆弱で英語のメディアに日常的に触れる機会の少ない小さな離島や、適切な公的義務教育環境を得られない財政破綻地域出身のFSM移民は、英語でのコミュニケーションが難しく大きな落差がある。

(2) グアムのFSM移民の生活保護依存

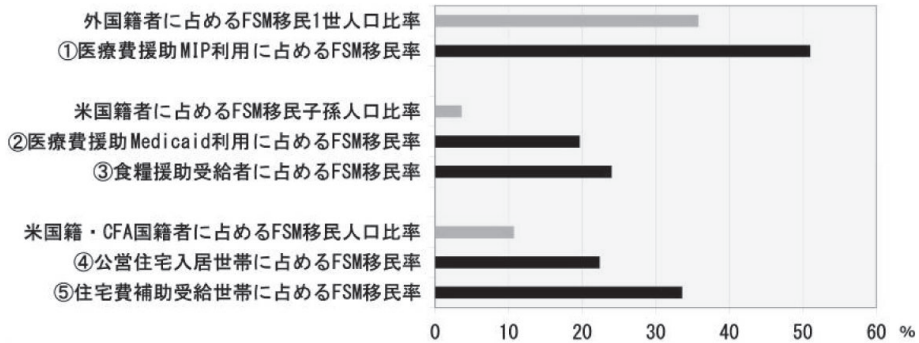
グアムの公的扶助には、米国連邦政府が出資しグアム政府が運営するものと、グアム政府が独自に出資して行うものが存在する。医療・食糧・現金・住宅分野のカテゴリがあり、グアム住宅都市再生局 Guam Housing and Urban Renewal Authority と、グアム政府公衆衛生・社会福祉局 Department of Public Health and Social Services が管轄している（高齢者および退役軍人の為のプログラムを除く）。申請資格は、「米国籍者」「6ヶ月以上合法的に暮らす外国籍者」「米国籍者、自由連合（CFA）国籍者と条件を満たす一部の外国籍者」など、プログラムによってさまざまである。アメリカとその領土内で生まれた2世以降のFSM移民は生地主義により米国籍が付与されるため、移民1世とは申請可能なプログラムが異なる。

FSM移民の生活保護の依存状況を、申請有資格者別の人口比と利用に占める割合を比較・整理すると図表7のようになる。ここではグアムのFSM移民とその子供たちがその人口比に占める割合よりも高比率で公的扶助に依存していることがわかる。

医療費援助プログラム依存の背景としては、アメリカには公的健康保険制度がなく、通常は世帯主の職場などを通して民間の健康保険・歯科保険に任意で加入するが、2012年のグアムのFSM移民2512世帯では、87.2%が未加入という状況である（Hezel・Levin 2012, Table GH09）。低所得者のための公的医療費援助プログラム「Medicaid」（図表7②参照）においては、米国籍FSM移民の利用比率は人口比の5倍以上という高い比率を示している。さらに、2008年から2013年までの同プログラム利用増加数に占めるFSM移民の割合では8倍近い比率を占め、グアムにおける公的医療費援助依存の加速の一因であることが明らかである（Guam BSP 2013, pp.344-348, p.460）（---- 2014, p.274）（Guam State Data Center 2012, GU32）。

そのほか、食糧援助プログラム「SNAP」については6倍、公営住宅は2倍、住宅費補助「Section 8」は3倍、という状況となっている（図表7③、④、⑤参照）。なお、グアムの住宅費補助は、2014年8月の時点ではまだ2300世帯以上が待機者リストに残っている状況であった。同年、この住宅事情を受けて、グアム知事はホームレスシェルターの増設や低所得者のための手頃な価格の賃貸住宅を7年以内に3000戸建設するプロジェクトを立ち上げており、すでにシェルター5戸と集団住宅72戸分が完成しているが、グアム住宅都市再生局は3000戸を目標とすれば20年が必要であるとしている。

図表7 グアムのFSM移民の公的扶助依存状況
「申請資格者における人口比率」と「受給に占める割合」の比較



(注1) FSM移民の各人口割合は2010年国勢調査値を使用。①は2010年、②③は2013年、④⑤は2014年のデータ。

(出所) Guam State Data Center 2012, Table GU30, Guam BSP 2013, Table 22-02, ----2014, Table18-18, グアム政府公衆衛生・社会福祉局からの非公表データ(2014年当局より入手), グアム住宅都市再生局からの非公表データ(2014年当局より入手), より執筆者作成。

(3) FSM移民とグアムの公立病院経営悪化

2012年度のグアムの公立病院 Guam Memorial Hospital Authority の全体の医療請求では、公的医療援助プログラム (Medicaid 20%, MIP 16%, Medicare 22%) が約58%を占めている。しかし、これらの公的扶助への依存者増加により、グアム政府の財源が枯渇し、公立病院からの医療請求に対する支払いは滞りがちであり、病院側では医療未収金を抱え経営が悪化している。2013年では、約1億ドルの支出に対して、収入は約7000万ドル、4年前の2009年と比較すると約3分の2に落ち込んでおり、収支は慢性的な赤字であり、拡大傾向にある (Guam Office of Public Accountability 2013, 2014)。2012年では、病院の医療費請求約1億4670万ドルのうち、回収できていない医療未収金総額は約5794万ドルであり、請求の4割近い額であった。FSM移民への医療サービスに対する請求額は1861万ドルであるのに対し、その未収額は1212万ドルで65%以上にのぼる (Guam Office of Governor 2014, p.31) (Guam Office of Public Accountability 2013, pp.1-2)。現在のところ、グアムの公立病院では空ベッド数が慢性的に不足している。

(4) グアムの公立義務教育に占めるFSM移民

2012年の実態調査では、グアムで就学中のFSM移民のうち、98.8%が授業料不要の公立学校に通っている。また、高校までの義務教育におけるFSM移民の87.2%が学校のカフェテリアで無料または割引の朝食・昼食を提供される低所得者プログラムに依存している (Hezel・Levin 2012, Table G06, G08)。グアムの公立学校に入学した2013年度の義務教育児童・生徒数3万1173人の内、FSM移民は6341人で全体の20%、5人に1人の割合となっている。FSM移民4

州からの児童・生徒のうち、チューク人が大きく増加傾向にある（Guam Office of Governor 2014, p.5）。

FSM 移民の家庭環境の不安定さや、親や子供の学則の理解不足なども原因となって、学校生活においては問題も起こりやすく、グアム教育局 Guam Department of Education では、教育の成功を目的に、移民家族自立支援も含めた相談プログラムを設けている。健康面においては、移住後 6 ヶ月間は医療費援助プログラムへ申請できないため、経済的事情から通院できない子供もおり、学内に伝染性の病気が蔓延しやすいことが懸念されている。

(5) グアムの FSM 青少年移民の問題行動

グアムでは、義務教育現場における危険物質濫用（タバコ、飲酒、マリワナなど）、不登校、自殺などの青少年の問題行動において、学校の現場だけでなく、少年院を運営する政府青少年局 Guam Department of Youth Affairs や、精神保健・物質濫用防止局 Guam Department of Mental Health and Substance Abuse、更生施設を運営する非営利団体によって対策が取られており、FSM 移民の青少年、特にチューク人が支援ターゲットとされている。ミクロネシア連邦では、4 州の間の法律の違いをはじめ、民族や群島ごとに生活習慣や常識は大きく違っており、FSM 移民の親の学業、性、飲酒、タバコ、躰に対する意識の違いが、子供のグアムでの学校生活のトラブル要因ともなっている。

2013 年の青少年犯罪では、先住チャモロ人 41% に対して FSM 移民 44% が上回っており、そのほとんどがチューク人（40%、移民 2 世以降の米国籍者も含む）となっている。グアム政府青少年局の 2013 年度市民レポートでは、マイノリティ人種（グアム総人口の約 7%）でありながら人口比に不釣り合いなほどの高い非行率（人口比の約 6 倍）を発現している現象を取り上げ、「文化・言語の壁による、学業への怠慢、少年司法制度に関する理解不足や誤解、裁判所の命令への不服従、貧困、情報不足、学校などあらゆる場所でのチューク人移民への不当かつ固定観念化しているステレオタイプな偏見、などを要因として、結果的に多くのグアムのチューク人未成年に対する教育の不成功に直面している」としている。また同レポートでは、この問題の解決のために、ミクロネシア連邦本国のチューク州政府および米国連邦政府との協議・協力の必要性を訴えている（Guam Department of Youth Affairs 2014, p.4）。なお、チューク州は、ミクロネシア連邦では最も優秀といわれる私立全寮制高校もあり、教育環境落差の激しい州でもある。

(6) グアムの自殺に占める FSM 移民

2000 年から 2010 年の合計では、人種別統計での FSM 移民の自殺件数は 87 件、全体の約 28% である。この自殺数をそれぞれの人種の人口に当てはめて 2010 年の自殺率を換算（10 万 ÷ 総人口 × 総自殺者数）したものとすると、チャモロ人 20.93 と比較して、チューク人移民は 165.04 という突出した自殺率を呈している。なお、他のミクロネシア人種では 15.54 となっている。グアムの 2012 年の自殺件数は 24 名であり、平均すれば月に 2 件のペースで自殺が起きてい

る (Guam DMHSA 2011, pp.8-12).

(7) グアムの事故・犯罪に占める自由連合移民の割合

犯罪については、グアムの2012年の18歳以上の成人逮捕件数は2309件であり、そのうちの1290件、約42%が自由連合移民による犯罪である (Guam BSP 2014, Table 15-8)。この逮捕データでは、出身国や人種内訳を公表しておらずFSM移民の数値を把握することはできないが、青少年犯罪同様、ここでも自由連合移民として高い割合を示している。次に述べる刑務所収監者数の増加から推察すると、違反・犯罪件数は増えており、2014年では、グアム警察局Guam Department of Policeでは警察官の人数が不足し、警察局は予算不足により補充できず、現行警察官の残業代60万ドルも未払いが続く状況であった。グアム知事は2014年から2015年まで優先計画の1つとして予算を割り当て、警察官・刑務官を大幅に補充している。

(8) グアムの刑務所に占めるFSM移民の割合

グアム政府矯正局Guam Department of Correctionによれば2010年10月28日における刑務所の受刑者および未決勾留中の被疑者・被告人は552人、そのうち、約28%がFSM移民とその子孫であった。刑務所の全体の収容人数は年々増え続けており、2005年から2010までは500人台を推移していたものが、2014年1月では750人に達している (2014年同局より入手)。現状ではグアムの刑務所は飽和状態にあり、この状況を受けて、一部の受刑者はアメリカ本土へと護送されている。

グアム大学での研究によれば、自由連合移民 (米国籍の子孫も含む) の刑務所の収容者数は2013年12月の時点で40%以上に達しているとし、その80%は飲酒に関連した犯罪であるという。自由連合移民のなかでもチューク人が群を抜いて多く、出所後ふたたび刑務所へ戻る再犯者率も高い。

(9) 自由連合協定違反による強制送還の可能性

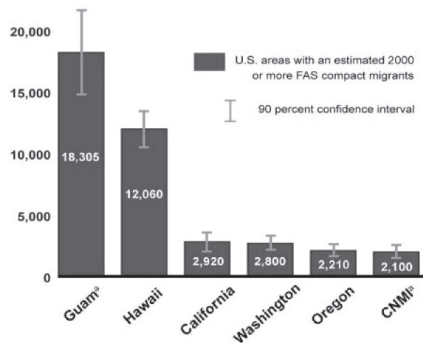
これらの収容者を抱えるのにかかる年間施設費用は、1人につき約3万6000ドルであり、さらに弁護、裁判、医療などをあわせると政府の支出は多大で、施設も飽和状態である。このため、強制送還措置を可能にする有用な法の実現を目指して、グアム議会議員や副知事が研究者との協議を続けている (2014年グアム大学商業行政学部McNinch准教授より聞き取り)。

グアムの移民管理については米国連邦政府がコントロールしているため、米国移民法の規定に沿って十分な強制退去事由を満たしつつグアム政府が独自に強制送還の行政処分を行うことは難しさを伴う。法の策定では、実現可能性や有用性が比較的高いものとして考えられている強制送還法は「自由連合協定違反」を事由とするものとなる。協定では、アメリカの移民法 (Immigration and Nationality Act) をつうじて、規定に適合する犯罪における有罪判決や1年以上の懲役を受けた者、再犯者を強制送還の対象としている (Pacific News Center 2013)。

また、Benjamin J.F. Cruz グアム議会議員は、米国連邦規則では、自由連合国民がアメリカへの入国から 60 日以内に自立した生活を確立できない場合の特権削除について記載されている条項 (Aliens and Nationality, Title 8 U.S.C. Section 214.7) があり、「未就労・未就学」を事由とした強制送還が法律上は可能であることを指摘している (2014 年同氏より聞き取り)。しかし、協定施行から 29 年目になるにもかかわらず、現状では米国連邦政府側はこれらを実際に適用させる体制を構築するに至っていない。

(10) 近年の人口移動の傾向

図表 8 米国会計検査院が推計する自由連合移民の分散状況 (2005-2009 年)



(注1) 自由連合移民が 2000 人以上と見積もられた地域のみ表示。
 (出所) U.S. GAO 2013, Figure 2 より執筆者抽出

近年では、大型工場での雇用機会、手頃な価格の住宅、安い税金など、経済的によりよい条件を求めて、グアムやハワイ州から FSM 移民がアメリカ本土へ移動している傾向が報告されている。また、最初の移住地としてグアムを経由することなく、直接アメリカ本土へ移住する FSM 移民も増えている (Pacific Islands Report 2012)。長期的に見れば、FSM 移民の選択としても、雇用機会や住宅が飽和状態にあるグアムにとっても、好ましい傾向といえるが、さまざまな問題を抱える FSM 移民にケアを提供し、財政負担を費やししながら、いわば貧困層の「踏み台」的なグアムの役割が露呈した結果となっている。

他方、アメリカ本土では、圧倒的な広さの大陸のなかで自由連合移民が分散しており (図表 8 参照)、最多のカリフォルニア州でも、グアムの約 240 倍もの総人口のうちの 3000 人程度、0.01% 以下という状況であり、現在のところ、自由連合移民の受け入れに伴う影響は本土各州においては問題とされていない。

4.3 グアムの財政負担とアメリカによる補填状況

自由連合移民の受け入れ地域で発生するさまざまな影響は、一般的に「コンパクト・インパク

ト Compact Impact」と呼ばれている。また、この名称は「自由連合移民受け入れにかかる受け入れ行政府側の財政負担」のことを直接指す概念としても使われている。

グアムでの FSM 移民の受け入れには、これまでに挙げたような各セクターでの社会問題が発生しており、グアム政府は社会サービスの提供とともにその問題解決にかかる財政コストの負担を強いられている。アメリカはグアムを含む移民受入各地域の行政府へそのコストを支払うことを約束しているが、現状ではその補填額はあまりにも少ない。本節では、自由連合協定が締結されてから、このコンパクト・インパクトに対して、グアムが拠出してきた莫大な財政負担と、この移民問題についてのアメリカの対応を明らかにする。

(1) コンパクト・インパクトによるグアムの財政負担

グアム政府が作成したコンパクト・インパクト報告書では、自由連合移民への行政サービスに支出した経費とその内訳がセクターごとにまとめられている。その報告書によれば、その財政負担額が 2010 年頃を境に急激に上昇している（図表 10 参照）。

2013 年度のグアムのコンパクト・インパクト財政負担額は、合計約 1 億 2800 万ドルであり、内訳は図表 9 のとおりである。この額はグアム政府の 2013 年度一般会計の支出額の 2 割近くに相当する。ハワイ州のインパクト支出と比較すると、グアムでは特に警察・消防・刑務所・裁判などの公安セクターにおいて支出が大きい傾向が見られる（U.S. GAO 2011, p.24）。

なお、米国内務省では、コンパクト・インパクトの取扱いにおける「自由連合移民の定義」とは、「自由連合協定の特権で移住した自由連合移民と、米国やその領土で自由連合移民の親から生まれた 18 未満の子供を含む」としており（U.S. GAO 2011, p.7）、年齢制限を設けている。同省の解釈では、18 歳を超えた 2 世人口は、グアムで生活保護に頼ろうとも、刑務所に入ろうとも、インパクト人口には含まれないということになる。

図表 9 グアムのコンパクト・インパクト年間財政負担（2013 年度）

教育							
義務教育	スクールバス	短期大学	大学				計
\$42,002,764	\$1,388,460	\$1,835,428	\$1,614,717				\$46,841,369
公安							
刑務所	少年院	消防	警察	公選弁護士	裁判	計	
\$6,483,755	\$2,581,288	\$3,398,196	\$3,498,720	\$928,826	\$2,913,771	\$19,804,556	
健康・福祉・住宅							
保健	生活保護	医療援助	社会保障	高齢者福祉	問題行動防止	病院	計
\$1,020,109	\$25,810,299	\$16,304,470	\$515,573	\$510,453	\$2,276,685	\$14,966,221	\$61,403,810
コンパクト・インパクト財政負担 2013年度合計							\$128,049,735

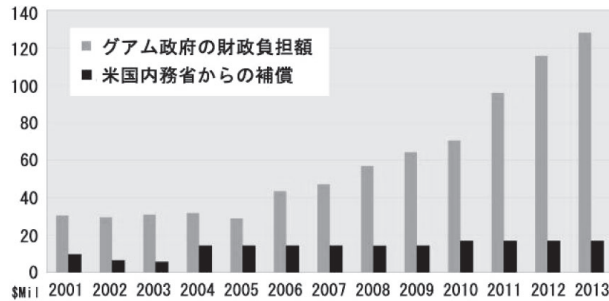
（出所）Office of the Governor 2014, p.2 Table 1 より執筆者抜粋・作成。

(2) アメリカによる財政補償

グアムのコンパクト・インパクト報告書が初めてアメリカへ提出されたのは、自由連合協定施

行直後の1989年、一方、グアムのコンパクト・インパクト財政負担に対する補償がアメリカから初めて支払われたのは1996年からである（Pacific Islands Report 2002）。

図表 10 コンパクト・インパクト財政負担と米国からの補償（2001年～2013年度）



（出所）U.S. DOI 2013, p.2, Pacific Islands Report 2002 より執筆者作成。

1987年度から2013年度までの過去の財政負担額をまとめたグアム政府作成のコンパクト・インパクト報告書によれば、協定施行の翌年1987年から2000年までにアメリカから支払われていない相殺残額の合計は1億7855万ドルであり（Guam Office of Governor 2004, p.7）、2001年までにアメリカから補償されたとする4100万ドル（U.S. GAO 2001, p.17）を合算すると、グアム政府が2000年までに算出したコンパクト・インパクト財政負担額は2億1955万ドルということになる。

ただし、アメリカ側の認識とは差額が生じており、また、米国会計検査院では、内務省が定めたガイドラインには正確なインパクトコストを計算ための具体的なルールが十分示されておらず、各移民受け入れ地政府によるこれまでのインパクト報告額は信頼性に欠けるとし、ガイドラインを改定すべきとの提言を行っている（GAO 2013, pp.14-15）。

2003年に米国連邦議会は、2004年から2023年の自由連合協定改定後の20年間、年額3000万ドルを自由連合移民受け入れ地域の行政府へ支払うことを承認し（U.S. GAO 2011, p.1）、グアムはなかでも移民が最も集中している地域であることから、近年はそのうちの1680万ドル（2010～2014年度額、かつ過去最高額）が配分されてきた。

しかし、重要性を増しているのは、グアムが負担するコンパクト・インパクトのコストが2005年以降急増しているにも関わらず、アメリカによる財政補填額が据え置かれたままであり、大幅な格差が生じるようになったことである（図表10参照）。しかも、米国内務省は、2015年度よりグアムへの補填額の割り当てを減額し、その分をハワイ州と北マリアナ諸島へ充当することを決定した。2013年度では財政負担の13.1%にしか満たない補填額で桁違いに不足しているうえ、さらにそれよりも減額されることを受けて、グアム政府のストレスは限界点に達している。

(3) 移住特権の制限に関するアメリカの動き

アメリカが1996年よりインパクト補償を開始した背景は、「米国内務省が、協定で定められた連邦議会への年次報告書の提出義務を怠っている」として、グアムが1995年に米国連邦裁判所へ提訴したことから始まっている。やがて、移民受け入れ地域として同様の境遇にあるハワイ州と北マリアナ諸島もその訴訟へ加わり、1998年には北マリアナ諸島議会では自由連合国民の入域を制限する法案が提出される事態となり（小川2002, p.34）、アメリカとしてはインパクト緩和策を取らざるを得なくなった。その対策の1つとして、協定の移住特権に一部制限を課すことを検討してきたが、自由連合側はその重要性から反対し続けている。2001年のアメリカの9・11同時多発テロ事件発生後、改定後の協定では、テロリスト侵入防止対策として入国時の「ICパスポートの所持」が義務付けられ、2007年から施行された。しかし、これは、FSM移民予備軍にとって、旅券の発行日数や料金が掛かるという小さな障壁を除いては、実質的にはそれまでの移住特権と何ら変わらないものであり、結果的には自由連合移民の入国に対してそれ以上の実質的制限がかけられることはなく現在に至っている。

(4) グアムが背負った役割

過去へ遡ると、アメリカの調査報告や、協定以前の人口移動が示している情報を検証する限りでは、自由連合協定締結時には、アメリカはグアムへの移民集中が必然的に発生することは予測できていたことが窺える。1963年にホワイトハウスへ提出された調査報告書「ソロモンレポート」(2.2(4)参照)でも、ミクロネシア地域の短期間での産業開発の実現の難しさや、人口増加率の高さ、財政負担の永久的膨張の可能性を指摘しており、「結局のところ、アメリカからの継続的な財政援助のみが、(太平洋信託統治領の)ミクロネシアの住民を満足させることになるであろう、さもないと当地域の硬直化した経済状況と人口増加の圧力によって、最終的にミクロネシア人は大がかりな移住に追い込まれるからである」(小林1994, p.54)という非常に正確な予測がなされている。

実のところ、アメリカが太平洋信託統治領であったミクロネシア三国を米領化し恒久的な戦略地区として利用することを決め、国家安全行動覚書145号に署名した1962年には、半世紀にわたって閉ざされていたグアムへの渡航が解禁・自由化されている。翌年の1963年に提出された前出のソロモンレポートでは、太平洋信託統治領卒業後のミクロネシア地域とグアムを「連合化」することも提言されていた(小林1994, p.37)。そこには、グアムと連合関係をもたせれば、「(ミクロネシアの信託統治終了後にアメリカが負担することになる)政府の行政、交通、その他の施設等の諸経費の節約」「経済活動の活発化」「近代化の急速な進行」ができると記されている。要するに、「アメリカの負担額を節約し、グアムにミクロネシア連邦の経済振興と近代化を担わせる」という構想が半世紀以上も前にあり、当時のアメリカにとってグアムは最初からその設計図の一部であったということになる。そして、今まさに、グアムはその役割を果たしているといえる。

5 アメリカのミクロネシア地域への政策と責任—むすびに代えて

(1) ミクロネシア連邦の開発のジレンマ

現在のミクロネシア地域の人口移動とコンパクト・インパクトの問題は、アメリカが自由連合以前からこの地域へ行ってきた政策と深く関係している。

アメリカが太平洋信託統治領時代の途中から行った急速な近代化政策は、生活物資のほとんどを輸入に頼る消費先行経済をもたらし、国民所得となった援助金の大半は国外へ流失し、結果的に国内産業の育成を阻んできた。社会サービスや物資の豊かさの味を十分に堪能し、戦略的目的から同化政策によってアメリカで暮らすための下地能力の教育を受け、自らの手で経済的豊かさを生み出す手段をまだ1つももたないままに信託統治領を卒業し、加えて1986年以降から自由連合協定による無条件のアメリカへの移動のチャンスを得たことによって、もはや、ミクロネシア連邦の国民にとっては、「移住」こそが、国内産業創出の工夫・努力などよりも簡単に生活を向上させるすべとなってしまうている。さらに、情報のグローバリゼーションはこの小さな島々にも押し寄せ、物質的に豊かな生活に憧れ、今や若者が国をでていくことをコントロールすることはますます不可能な状況である。結果、ミクロネシア連邦は国の発展を見ないまま、建国30年足らずで、自由連合協定によって現在のように国の人口の半分に匹敵する国民が海外へ流出する様相となった。そして、帰国した国民による未来の経済活動に繋がる頭脳還流が起こる兆しはまだ遠く、国家の経済開発の寄与に期待できる現象は、母国への送金を除き現在のところ見られていない。

自由連合協定のアメリカ移住の特権は、アメリカと自由連合国とのきわめて特殊な関係の象徴的な部分であり、そこには、融合することによって移住した自由連合国民の生活を守り、旧統治国の責任が果たされるという一面をもっている。一方で、1つの近代国家として繁栄するために欠かせない要素である「人材」と「産業振興」が相互作用的に欠落するというスパイラルにはまってしまったミクロネシア連邦のジレンマもまた、自由連合協定の産物である。ミクロネシア地域の人たちが、米国籍や米国領となることをあえて選ばず、主権を望み、国家を形成する道を選択したことそのものの意義だけを考えるうえで、自由連合協定は「リスク」であったともいえる。

(2) アメリカにとっての恒久的戦略地区

国連憲章の精神から見れば、ミクロネシア地域を財政的に自立させることができなかったアメリカの40年の信託統治は「失敗」と評価される。また、さらに自由連合協定での財政援助は29年目（パラオは21年目）に突入し、その規模は現在も多額にのぼるが、財政的自立の兆しはまだ遠い。しかし、自由連合協定の移住特権で、出入国についてアメリカとミクロネシア地域の垣根を取り除いたことによって、アメリカへの同化は静かに進行していき、雇用機会とよりよい生

活を求めて、ミクロネシアの人々は必然的にアメリカとその領土への移動を継続している。さらに世界的気候変動・海面上昇の脅威もあり、彼らにとってその重要性は以前よりも増している。仮に、ミクロネシア三国がこのまま自由連合関係の継続を望み、結果的に恒久的戦略地区としての機能を果たすとすれば、その観点からみると、アメリカが半世紀前に立てたミクロネシア地域における戦略的目標は、強かに達成されているということになる。

(3) アメリカの人口移動のインパクト緩和の責任

ミクロネシア連邦は、①現実的に自由連合の移住特権なしには国民を養っていくことができない状況となっていること、そして、②当国の主要な財源を生み出すコンパクト信託基金の所有権は出資国（現状ではほとんどがアメリカからの出資金）に帰属し、万が一解体・返金となれば、ミクロネシア連邦が運用益を受け取り続けることができなくなることを考慮すると、2024年以降も自由連合協定は継続されていく可能性がある。

アメリカはコンパクトマネーでの開発援助においては、米国会計検査院によるコンパクト・インパクトに関する調査報告書と提言の影響もあり、FSM 移民がアメリカとその領土にもたらす負のインパクトを直接的に軽減すべく、国家自立のための産業開発よりも教育・保健分野に重点を置きミクロネシア連邦本国への援助を行ってきた。他方、移民受け入れ側のアメリカ本土やその領土では、米国連邦政府が出資する各種一般の公的扶助事業が行われており、受給資格がある限り自由連合移民もその恩恵を受けることができる。しかし、これらは自由連合移民のホームレス化、失業、自殺、犯罪などの根本的な要因を解決するものではなく、構造的な問題は今も置き去りにされたままである。そしてグアムは、連邦政府の貧困層対策では追いつかない現状のFSM 移民の問題を、自らの社会問題とあわせて解決していかなければならない状況にある。

グアムはミクロネシア連邦をはじめとする自由連合国よりも自治度の低い政治的地位をもつ政治体であり、正式な州のような連邦政府への影響力や投票権もないにもかかわらず、アメリカと他国との戦略的・政治的な二国間協定の決断に伴う責任と実務を過剰に背負わされている。アメリカは、自由連合協定に適用されている米国連邦規則に反する移民についての法的・道義的責任から目を逸らし、グアムにその対応を委ね続けるのではなく、問題解決のための何らかの体制を整えるか、コンパクト・インパクトの財政負担コストを十分にグアムへ補填しなければならない。アメリカには、ミクロネシア地域との恒久的関係を築くことを計画し実行してきたその責任があり、自由連合協定での財政援助を終了したとしてもミクロネシア地域の人々が豊かに生存していく道を確認できるよう、インパクト緩和策、すなわち、開発援助、投資、雇用創出、インパクト補償グラントによって、この地域への戦略的政策がもたらした結果を修復する責任を果たしていくことが望まれているのである。

【追記】

小論は、日本福祉大学大学院国際社会開発研究科（通信制）で修士号（開発学）を得た論文の一部を整理したものである。指導教員の毛利良一教授からは懇切丁寧なご指導を賜った。また、斎藤千宏教授、吉村輝彦教授より貴重なご意見を頂いた。小論の内容は筆者の個人的見解に基づくものであり、その文責は全て筆者に帰する。

参考文献・資料一覧

欧米語文献・WEB 資料

- Berglee, Royal (2012), *Regional Geography of the World: Globalization, People, and Places (v. 1. 0)*, 2012 Book Archive, <http://2012books.lardbucket.org/books/regional-geography-of-the-world-globalization-people-and-places/s16-the-pacific-and-antarctica.html> ; 閲覧日 20150415,
- FHB (2013), *Economic Forecast, 2013-14 Guam-CNMI Edition*, First Hawaiian Bank.
- FSM DEA (2008), *2008 FSM Statistical Yearbook*, Division of Statistics Department of Economic Affairs.
- FSM Office of SBOC ①, *Census 2010 Options - Housing characteristics*, <http://www.sboc.fm/index.php?id1=Vm0xMFIWRXIVWGhUYmtwT1ZtdHdVbFpyVWtKUFVUMDk> ; 閲覧日 20150415.
- ②, *GDP Press Release 2013 - Gross Domestic Product*, <http://www.sboc.fm/index.php?id0=Vm0xMFIWbFdTbKpQVm1SU1lrVndVbFpyVWtKUFVUMDk> ; 閲覧日 20150415.
- ③, *FSM Gross National Income, FY2005 to FY2012* <http://www.sboc.fm/index.php?id1=Vm0xMFIWWXhWWGhTYmxKV1YwZFNUMVpzV21GVk1WbDNXa2M1Vmxac2NIbFhhMmgzV1VaV1ZVMUVhejA9> ; 閲覧日 20150415.
- (2010), *Summary Analysis of Key Indicators from the FSM 2010 Census of Population and Housing*, Division of Statistics.
- Guam BSP (2013), *Guam Statistical Yearbook 2012*, Office of the Governor, Guam Bureau of Statistics and Plans.
- (2014), *Guam Statistical Yearbook 2013*, Office of the Governor, Guam Bureau of Statistics and Plans.
- Guam Bureau of Labor Statistics (2014), "The Unemployment Situation on Guam Summary History: 1974-2014", Department of Labor.
- Guam Department of Commerce (2002), *Profile of General Demographic Characteristics for Guam*, ERC Division, Census and Population Section, State Data Center.
- Guam DMHSA (2011), *A Profile of Suicide on Guam*, Guam Department of Mental Health and Substance Abuse.
- Guam Department of Youth Affairs (2014), *Citizen Centric Report 2013*.
- Guam Homeless Coalition (2013), *Guam Homeless Point-In-Time Count, 2013*, The Guam Housing and Urban Renewal Authority, University of Guam School of Nursing and Health Sciences Faculty.
- Guam Office of the Governor (2004), *Compact Impact Reconciliation - Guam's Unreimbursed Costs of the Compacts of Free Association Fiscal Year 1987 to Fiscal Year 2003*.

- (2014), *Impact of the Compacts of Free Association on Guam FY2004 to FY2013*.
- Guam Office of Public Accountability (2013), *Guam Hospital Authority FY 2012 Financial Highlights*.
- (2014), *Guam Hospital Authority FY 2013 Financial Highlights*.
- Guam State Data Center (2012), *Guam Demographic Profile Summary File*, Bureau of Statistics and Plans.
- Hezel, Francis X. and Levin, Michael J. (2012), *Survey of Federated States of Micronesia Migrants in the United States including Guam and the Commonwealth of Northern Mariana Islands (CNMI)*, FSM Office of Statistics.
- Levin, J. Michael (2014), "Migration in Micronesia", Pacific Update 2014, Development Policy Centre ANU.
- Levy, Josh and Hezel, Francis X., SJ (2008), *Micronesian Government Yesterday, Today, and Tomorrow - A Micronesian Civics Textbook*, First Edition 2008, Micronesian Seminar,
- Pacific Institute of Public Policy (2010), "The Micronesian exodus", Discussion paper16.
- Pacific Islands Report (2002), "\$5. 58 Million Slated for Guam Compact Impact Aid", June 26, 2002, Pacific Islands Development Program, East-West Center,
<http://pidp.org/pireport/2002/June/06-27-17.htm> ; 閲覧日 20150415.
- (2012), "Micronesian Migrants Increasing Heading To U. S. Mainland Survey shows departures from Guam, Hawaii for better opportunities", October 14, 2012, <http://pidp.eastwestcenter.org/pireport/2012/October/10-15-02.htm> ; 閲覧日 20150415.
- Pacific News Center (2013), "Respicio Urges AG to Follow Through on Deportation Provision in "3-Strikes" Law", 23 August 2013,
http://www.pacificnewscenter.com/index.php?option=com_content&view=article&id=37075:respicio-urges-ag-to-follow-through-on-deportation-provision-in-q3-strikesq-law&catid=45:guam-news&Itemid=156 ; 閲覧日 20150415.
- PITI-VITI (2014), *Federated States of Micronesia Fiscal Year 2013 Economic Review Preliminary Report August 2014*, Pacific and Virgin Islands Training Initiative.
- Tourism Economics (2012), *The Economic Impact of Tourism in Guam - Tourism Satellite Account Calendar Year 2010*, An Oxford Economics Company.
- UN (1960), "Annex", *General Assembly Fifteenth Session, 948th Plenary Meeting, 15 December 1960*, Online Burma/Myanmar Library,
<http://www.ibiblio.org/obl/docs3/GAres-1541.htm> ; 閲覧日 20150415, United Nations.
- (1962), *Report of the Trusteeship Council to the Security Council on the Trust Territory of the Pacific Islands Covering the Period from 20 July 1961 to 16 July 1962*, S/5143, United Nations Security Council.
- U.S. Department of Commerce (1961), *Census of Population:1960, Volume I Characteristics of the Population*, Bureau of Census.
- (1973), *1970 Census of Population*, Bureau of Census.
- (1986), *1980 Census of Population and Housing*, Bureau of Census.
- U.S. DOI (2003), *The Status of Micronesian Migrants in 1998*, Office of Insular Affairs, U. S. Department of Interior.
- (2013), "Report to the Congress: 2013 Compact Impact Analysis".
- U.S. GAO (2001), *Foreign Rations – Migration From Micronesian Nations Has Had Significant Impact on Guam, Hawaii, and Commonwealth of the Northern Mariana Islands*, GAO02-40, U. S. Government Accountability Office.

- (2008), *Compact of Free Association—Micronesia Faces Challenges to Achieving Compact Goals*, GAO08-859T, U. S. Government Accountability Office.
- (2011), *Compact of Free Association—Migration Improvements needed to Assess and Address Growing Migration*, GAO12-64, U. S. Government Accountability Office.
- (2013), *Compact of Free Association— Guidelines Needed to Support Reliable Estimates of Cost Impacts of Growing Migration*, GAO13-773T, U. S. Government Accountability Office.

日本語文献・WEB 資料

- 上原伸一 (2011), 「パラオ＝アメリカ, コンパクト援助延長協定に調印」 *Pacific Way* (通巻 137 号), http://jaipas.or.jp/137/137_2.html; 閲覧日 20141120.
- 小川和美 (2002), 「コンパクト・インパクト」の考察 —ミクロネシア地域における人口移動の一断面—」 *環太平洋・アイヌ文化研究* 第 2 号, 苫小牧駒澤大学環太平洋・アイヌ文化研究所.
- 小林泉 (1994), 『アメリカ極秘文書と信託統治の終焉』東信堂 (「ソロモンレポート」邦訳所収).
- (2007), 『JIPAS 研究シリーズ 1 産業開発と伝統の変容 ミクロネシア連邦の経済事情』太平洋島嶼地域研究所.
- 在ミクロネシア日本国大使館編 (2013), 『ミクロネシア連邦概況』.
- 中島洋 (1985), 「「自由連合協定」と“魑魅魍魎”たち」 *太平洋学会誌* (32) 太平洋学会.
- 松島泰勝 (2001), 「島嶼の政治経済と米軍基地との関係」 *PRIME* (13 号), 明治学院大学国際平和研究所.

訪問機関・応対者一覧

- ・Guma San Jose ホームレスシェルター (プログラム管理者 Mr. Simion Kihleng)
- ・グアム議会議員 Mr. Benjamin J.F. Cruz
- ・グアム精神衛生健康センター 薬物依存防止支援者育成部 PEACE Office (Ms. Audrey J.A. Topasna)
- ・グアム政府警察局 (広報担当官代理 Mr. Arthur Paulino)
- ・グアム政府公衆衛生・社会福祉局 経済安全保障部 (部長 Ms. Annie Gozum-Soto)
- ・グアム政府教育局学生支援事業部 (部長 Mr. Christopher Andersen, 社会福祉担当 Ms. Doris Bukikosa)
- ・グアム政府矯正局マンガラオ刑務所 (広報担当官 Mr. Antone.F. Aguon)
- ・グアム住宅都市再生局 企画・評価部 (企画担当 Ms. April Manibusan)
- ・グアム大学 (Business & Public Administration 学部准教授 Dr. Ronald McNinch)
- ・グアムメモリアル公立病院 (経理部長 Mr. Alan Uluich)
- ・ミクロネシア連邦総領事館グアム事務所 (総領事 Mr. Robart Ruecho)
- ・パシフィックデイリーニュース記者 渡辺真佐子氏 (翻訳支援)